た数値（小数点以下 2 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）をいい、当該年度の 4 月 1 日以前 3 年の間に市町村の廃置分合又は境界変更によつてその区域に異動のあつた市町村については、当該市町村が当該年度の 4 月 1 日現在の区域をもつて存在していたものとみなして算定し、これらの額の分別の方法については、第 49 条及び第 50 条の規定を準用する。）に別表第 3 の 9A に定める当該財政力指数の段階に応ずる率を乗じて得た数（小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）と同表 B に定める当該財政力指数の段階に応ずる数値との合計数とする。ただし、当該合計数が 0.300 に満たないときは 0.300 とし、0.550 を超えるときは 0.550 とする。

L_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た旧地域総合整備事業債特別分の額（平成 15 年度から平成 19 年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債の額として総務大臣が指定するものに限る。）

M_{15} ＝ 1.000

M_{16} ＝ 0.149

M_{17}　ア　平成 17 年度市場公募都市に係るもの　0.582
イ　平成 17 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000

M_{18}　ア　平成 18 年度市場公募都市に係るもの　0.567
イ　平成 18 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000

M_{19}　ア　平成 19 年度市場公募都市に係るもの　0.567
イ　平成 19 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000

N_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地域総合整備資金貸付事業債（用地事業に係るものを除く。）の額に相当する額

O_{20}　ア　平成 20 年度市場公募都市に係るもの　1.00000
イ　平成 20 年度市場公募都市以外の市町村に係るも

た数値（小数点以下 2 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）をいい、当該年度の 4 月 1 日以前 3 年の間に市町村の廃置分合又は境界変更によつてその区域に異動のあつた市町村については、当該市町村が当該年度の 4 月 1 日現在の区域をもつて存在していたものとみなして算定し、これらの額の分別の方法については、第 49 条及び第 50 条の規定を準用する。）に別表第 3 の 9A に定める当該財政力指数の段階に応ずる率を乗じて得た数（小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）と同表 B に定める当該財政力指数の段階に応ずる数値との合計数とする。ただし、当該合計数が 0.300 に満たないときは 0.300 とし、0.550 を超えるときは 0.550 とする。

L_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た旧地域総合整備事業債特別分の額（平成 15 年度から平成 19 年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債の額として総務大臣が指定するものに限る。）

M_{15} ＝ 1.000

M_{16} ＝ 0.149

M_{17}　ア　平成 17 年度市場公募都市に係るもの　0.582
イ　平成 17 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000

M_{18}　ア　平成 18 年度市場公募都市に係るもの　0.567
イ　平成 18 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.000

M_{19}　ア　平成 19 年度市場公募都市に係るもの　0.567
イ　平成 19 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　1.254

N_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地域総合整備資金貸付事業債（用地事業に係るものを除く。）の額に相当する額

O_{19}　ア　平成 19 年度市場公募都市に係るもの　1.0000
イ　平成 19 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　1.0000

O_{20}　ア　平成 20 年度市場公募都市に係るもの　2.00000
イ　平成 20 年度市場公募都市以外の市町村に係るも